

# 新庁舎建設に関する調査特別委員会 (第 15 回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 27 年 9 月 9 日 (水)		
開 会	午前 10 時 00 分	閉 会	午前 10 時 21 分
場 所	鳥取市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 委 員 (9 名)	委 員 長 寺坂 寛夫 副委員長 石田憲太郎 委 員 米村 京子、星見 健蔵、横山 明、伊藤 幾子 長坂 則翁、桑田 達也、下村 佳弘		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：湯谷久美子、議事係主幹：金岡正樹		
出 席 説 明 員	総 務 部 長：河井登志夫 庁 舎 整 備 局 長：亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長：藏増 祐子 庁 舎 整 備 局 局 長 補 佐：尾坂 和昭 庁 舎 整 備 局 主 幹：宮崎 学 庁 舎 整 備 局 主 任：田中 友一 庁 舎 整 備 局 専 門 監：前田喜代和		
傍 聴 者	4 名 (別添のとおり)		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

## 午前10時00分 開会

◆寺坂寛夫 委員長 皆さん、おはようございます。台風18号の接近中、東海までは大雨ということとございまして、市内の小・中学校、大雨警報で休み、臨時休校になっております。今後の対策といたしますか、警報が出ておりますので非常に心配されますが、情報を確認しながら万全を期していただきたいと思っております。

それでは、ただいまから新庁舎建設に関する調査特別委員会を開催いたします。

本日の日程でございますが、まず、議案の説明を受けまして、その後、報告関係の順で議事を進めてまいります。

それでは、早速議事に入ります。議案第106号、平成27年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)、所管に属する部分の御説明をお願いいたします。藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 失礼いたします。9月の補正予算について御説明を申し上げます。予算書でいいますと、21ページです。事業別概要は2ページでございます。

また、説明資料といたしまして資料の①と資料の②を御準備させていただいております。①につきましては常任委員会と同一の資料でございまして、②は①を少し詳しくした資料でございます。

このたび補正で上げさせていただいた予算につきましては、市庁舎建設に関する公金支出差しとめ請求訴訟に対する弁護士選任委託料、着手金の部分でございますけれども、委託料でございます。これまで、第13回、第14回等の特別委員会の際で訴訟について御報告をさせていただいておりますけれども、6月26日、住民の方から市長を被告といたしまして裁判所に市庁舎建設に関する公金支出等の差しとめを求める訴訟の提起がございまして、弁護士を訴訟代理人として定めて対応する必要が生じたために、弁護士選任に係る委託料54万円でございますけれども、着手金の部分につきまして既決の予算を流用して対応をさせていただいているものをこのたび補正予算として計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 御説明いただきました。本日の委員会では、委員の皆様、聞き取りにくい点、字句の御確認等ございましたらお願いします。質問のほうは、なお、9月15日ということになっておりますので。何かありますでしょうか。聞き取りにくい点等。なしですか。それでは、ないようですので、報告に入ります。鳥取市新庁舎建設委員会についてです。

それでは、執行部、御説明をお願いいたします。はい、藏増次長。

○藏増祐子 庁舎整備局次長 報告案件でございます。鳥取市新庁舎建設委員会につきまして、御報告をさせていただきます。

8月24日、第14回の特別委員会の以降でございますが、建設委員会は2回開催をいたしております。8月31日の第9回と昨日の第10回でございます。委員会では、地域要件に基づきまして、設計者の募集方法のパターンにつきまして資料を作成いたしまして、御議論をいただきました。

お手元のほうには、昨日の委員会の資料を御準備させていただいております。第9回につきましては、既にお配りのものをお手元にお持ちかどうかというところでございますけれども、

第10回の資料の1で御説明させていただきたいと思いますが、資料は可能な限り多くの市内企業に参画していただくことを考えた場合に単体企業として、または共同企業体としてどのようなパターンが可能性として考えられるのかということを表にしたものでございます。

この表のそれぞれのパターンに第6回から第8回までの委員会の委員の皆様御意見を技術力、それから競争性、市内企業参加の実現性という特徴に分けて記載をさせていただいております。

まず、8月31日の第9回の委員会でございますけれども、業者に求める実績等の要件の面積につきまして、提案の幅が広がるという観点から第10回のほうはもう既に5,000平米と記載をさせていただいておりますが、第9回のほうでは1万平米と記載をしておりました。これを5,000平米が望ましいという方向になりました。また、多くの市内企業の参画を考慮いたしまして、設計は共同企業体を前提とする方向でまとめましたけれども、共同企業体につきましては地域要件について可能性の議論が中心となりまして、柔軟に考えるという第9回の結論となりました。

昨日の第10回委員会でございますが、再度、共同企業体の地域要件につきまして、実施要領を定めるに当たりまして、方向性を決めたいと考えまして、設計者の選定の方向性について再度御議論をいただきました。いただいた御意見を踏まえまして、設計者は、共同企業体を構成することを前提に募集すること。可能な限り多くの市内業者に参画していただくという方向性を踏まえていただいております。また、代表企業は市内市外を問わず広く募集すること。これは代表企業を市内限定とすると、業者数が限られますので、競争性の面から採用できないということ、これまでのように建設委員会の議論も踏まえまして、企画、提案の幅が広げられること、競争性が確保できることということから、市内、市外を問わず代表企業については募集すること。それから、その他の構成員につきましては、市内に限定して募集すること。これは、これまでこちらの特別委員会の中間報告でも御意見をいただいておりますし、市内業者の陳情書もございまして、市の方向性でこれまで言っていたこともありまして、可能な限り多くの市内業者に参画をしていただきたいというところから、その他の構成員につきましては市内に限定して募集することという方向性を決めていただきました。第10回の資料の1でいいますと、2の共同企業体の場合のパターンの一番下の3でございます。それを設計者の募集の方法の方針として決定をいたしました。その後会議は非公開の会議の場で実施要領等について詰めていく議論を進めました。委員会での意見を踏まえまして、内容を修正する場所がありますが、来週14日月曜日に設計者の選定の公告をする予定で今、内容の修正を進めておるところでございます。以上でございます。

◆寺坂寛夫 委員長 御説明いただきました。

本件につきまして、委員の皆様、質疑等ございますか。米村委員。

◆米村京子 委員 ちょっとわからなかったんですけども、地域要件に基づく設計者の募集方法のパターンっていう資料の1のところの技術力っていうところで、下から2番目、「3者～4者の共同企業体とならざるを得ない」の、この3者、3人のものなのか、これどう、者とするんだとしたらどういう、3人か4人だっことで解釈でいいんでしょうか。この辺がちょっと。

それともう一つ、設計者、「実績があるものは4者である」の4者の者が「者」になってるんですが、この辺のことをちょっと教えてくださいませ。普通、1者、2者でしたら、あれですよ。ですけども、この「者」になる根拠っていうのをちょっと教えていただきたい。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 1者、2者というのは会社の組織も含めて個人の方も含めて想定をしておりますので、こういう「者」という、1者、2者という書き方をさせていただいております。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいですか。

◆米村京子 委員 はい。わかりました。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 競争性の確保ということで、代表企業は市内を含め全国、その他の構成員は市内限定ということで方針を出したということで、これは入札をかけてみないとわからないんですが、結果、何というのかな、応募のいろんな提案を幅広くってということでこういう要件を決められたんですけど、実際にやった結果、例えば1者しか来なかったとかっていう場合に、結局その時点で競争性なんてないわけですよ。そういったときにこれまでの委員会の中でも、例えばプロポーザルで1者しかなかったらもう1回やり直すっていうようなことを何か決めるところもあったんじゃないかみたいなような意見も出てたと思うんですけど、そういった場合どうするのかとかっていうのはその非公開になってる委員会の中でしっかりと、やっぱりそこは議論されて公告っていう段取りになるのかどうかね、それともそれは何か曖昧といいますか、もう1者でもオーケーとか、1者でもオーケーは議論したことになるんですかね、その辺ちょっとははっきりさせた上での公告になるのかどうか、ちょっとその辺はどうなんでしょう。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 委員さんの御指摘の中身につきましては、実施要領の分野になってきますけども、競争性というのは、その参加をする状態において競争性が保てるかどうかという判断でございますので、実際に応募されたときにそれが競争性があるかどうかということではなく、まず対象として競争性ができる俎上があるかということは必要だと思うんですよ。それで、現在、今回競争性が保てれないということというのは対象自体がはなから競争性が保てる状態じゃないということから出しておりますので、プロポーザルについてはやはり競争性が確保できれば、それは運営できれば実行していくという形になると思います。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 それともう一つ、これは多分、第9回の委員会ときに委員の方から市内企業ってどっかに書いた時点でもうプロポーザルじゃなくなるんじゃないかみたいな意見が出てたんですけど、でも結局、市内業者限定とか、そういったふうにしてますよね、そのあたり、何ていうのかな、ちゃんと納得されたというのか、その辺は大丈夫だったんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 共同企業体の市内の区分ですね、代表の。ここについては、単体企業として募集する場合と、前段で議論させていただいてます、ここについては単体としてその競争

性が保たれる状態があるのかということを検討してもらった結果、これについては対象者が少ないので競争性が保てない、だから、単体として募集するということはできないということから、その次に共同企業体を構成してやりましょうと、その段階でその代表企業を選ぶに当たっては、パターンとしては市内限定をしてプロポーザルをやっていくのか、それとも全国的に市内も含めてやっていくのかということについて議論していただく中で、要件としては、代表企業としては単体と企業の条件と同じになりますので、そこについては可能性は実態としてあるけども、これを実行するには難しいんじゃないかということとその実効性なり競争性というところで判断して3番に決定していったというのが実態でございます。ですから、その他あたりで、内容については御理解いただいていると思います。

◆寺坂寛夫 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 要は、そのプロポーザルというやり方の場合、市内限定とかっていうことを書いていいのかわかるかっていうところなんですよね。その委員の人はそういう言葉を、市内企業って書いたのをプロポーザルじゃなくなるんじゃないかっていう意味を言われたので、それだったら何かどこにも限定できないように受けとめたので、別にそのプロポーザルであっても市内限定とか、そういったことは大丈夫なんだと、許容範囲なんだっていう理解でいいのかわかるか聞いています。

◆寺坂寛夫 委員長 はい、局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 その点につきましては、プロポーザルということは一般公募するのが通例じゃないかということで委員の方はおっしゃったと思います。それを地域限定という形で鳥取市方式、こういったこともプロポーザルとしては成り立ちますので、それを対象者がプロポーザルをなし得る数以上は対象があるかどうかというところで判断するということだと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。

◆米村京子 委員 済みません、あと1個、いいでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 先ほども説明いただいたんですが、もう一度再度確認で申しわけないんですけども、9回のときに1万平米以上の事務所っていう形になってたのが、今度は5,000平米以上の事務所、これはやっぱり市内の人たちにも多く広く門戸を広くするためのっていう解釈でよろしいんでしょうか。

◆寺坂寛夫 委員長 局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これについては、代表企業のところの実績要件というところでございます。その他の構成員のものについては要件としては、特にその面積要件等は考えておりませんが、ここの1万平米以上というところは5,000に落とすことによって市内における対象者もふえてきます。ですから、門戸を広げていくという意味で実績は5,000まで下げてもいいんじゃないかという委員さんの御議論の中で決定したものでございます。

◆寺坂寛夫 委員長 その他ありますか。桑田委員。

◆桑田達也 委員 ようやく設計者の募集方法が決まりまして、先ほど9月の14日に公告というところ

ころまでようやくたどり着いたということですが、今後のわかる範囲での想定されるスケジュールを教えてくださいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 詳しくは、公告の内容にかかわりますので、申し上げられませんけれども、年内には契約ができるような運びに進めたいと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 そのほかございますか。米村委員。

◆米村京子 委員 その他といふところなんですけど、で、ちょっと言わせて、14日には皆さんに意見を聞くことができると思います。私の意見として申しわけないんですけど、私の個人的なことで、市内業者をメインにやっぱりしてほしいというのが希望です。

◆寺坂寛夫 委員長 それは意見ということでもいいですか。

◆米村京子 委員 はい。

◆寺坂寛夫 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 委員会討議ということになってしまうかもしれませんが、今、米村委員がおっしゃられたことではちょっと誤解を生んでしまうので、やはりきのうのその建設委員会で、この特別委員会でも米村委員が市内業者で、中間報告においても委員長のほうからできる限り市内の企業をと報告があった上でこの共同企業体を構成する前提の3パターンが示されて、そして、代表企業についても構成員についても広く市内企業も含めて募集をかけるということになっているわけですから、これは十分本委員会の要望ということが酌み取られているのではないかというふうには私は思いますけども、これ以上の米村委員がおっしゃる市内企業の参画というのは何を指していらっしゃるのか、教えていただきたいなと思います。

◆寺坂寛夫 委員長 米村委員。

◆米村京子 委員 済みません。先ほど言いましたように、ここの意味での最終的に市内も含めて一番よかったのは3番の市内含めて全国っていう形になったっていうことはこれはすごい評価してもいいんじゃないかなと思ってましたので、ですから、極力市内のやっぱり業者の人に頭になってほしいなど、代表企業になってほしいなっていう希望的観測の意見です。

◆寺坂寛夫 委員長 わかりますけど、先ほど御説明されたように、2の3番のパターンを説明されてますので、その辺を御理解していただけたらと思います。

◆米村京子 委員 理解した上での希望です。

◆伊藤幾子 委員 米村さんの発言を聞いたら1に聞こえる。

◆米村京子 委員 ああ、そうですか。先ほど言いましたように、市内含めた全国の、前回の9回のとあのときは全国で市内っていう形になってたじゃないですか、資料の中で。ね、なりましたよね。きょういただいたら、それが市内含めて全国って3番がなってるわけですよ。これはもう要するにこの間の委員会からのやっぱり成果だと思ってます。ですから、あくまでも多くの市内、ここに書いてありますね、多くの市内企業が参加できるという、そういう方向のものが上がってきましたから、これやっぱり多くの市内企業が参加できるような形のをどんどん進めてほしいというのが私の意見で、1番ではない、3番が変わってきてるものですから、その辺についてです。

◆寺坂寛夫 委員長 説明よろしいですかね。市内も参加できますっていうことですよね、代表企業に。ですから、できるだけ市内の皆さんにどんどん参加してくださいということを言っていたけど、まあ、蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 済みません。第9回の資料と第10回の資料、修正をかけております。趣旨とすると第9回も第10回も同じ趣旨で書いておったんですけども、建設委員会の委員さんのほうにもわかりにくいということもありましたので、第10回ではわかりやすく言葉を追加いたしましたして、主語のほうを修正させていただいたという経過がございます。

◆寺坂寛夫 委員長 よろしいでしょうか。長坂委員。

◆長坂則翁 委員 これ意見ですけども、例えばずっと回を重ねて変更、変更ってなっておる部分について、やっぱりよりわかりやすくするために変更になった部分についてはアンダーラインを引くとかして、前回ここはこうなったけども、このアンダーラインを引いとるようにこういう変更をしたんだよという、そういった資料の提示の仕方を私は望みたいと思いますんで、参考にしてください。

◆寺坂寛夫 委員長 蔵増次長。

○蔵増祐子 庁舎整備局次長 ありがとうございます。参考にさせていただきます。

◆寺坂寛夫 委員長 以上をもちまして新庁舎建設に関する調査特別委員会を終了いたします。

午前10時21分 閉会